

1. 件名：原子力エネルギー協議会等との面談
2. 日時：令和元年11月13日（水）10：40～11：30
3. 場所：原子力規制庁8階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ技術基盤課 遠山課長、西崎企画官、成田課長補佐
原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 川崎安全管理調査官、照井審査官
原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 部長、他2名
東京電力ホールディングス株式会社 担当者2名
関西電力株式会社 担当者2名
三菱重工業株式会社 担当者3名
5. 要旨：
 - ATENA から、次回の発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合（以下「検討チーム会合」という。）に向けて事業者側で検討すべき事項の整理に時間を要することから、次回検討チーム会合の開催については当面見合わせて欲しい旨の要望があった。これに対し、原子力規制庁から、前回面談における事業者側の説明では、次回会合で最適評価の方法や多様化設備が満足すべき条件等について具体的な議論を行うため、解析条件と結果の代表的な事例を示すことができるよう検討中とのことであったが、どのような検討に何故それほどの時間を要するのか、どのような正当な理由があって事業者側の検討が終了するまで見合わせて欲しいと主張しているのか等、何ら具体的な説明がないまま遅延させることは適当でない旨返答した。
 - 原子力規制庁から、前回会合では、次回会合で事業者意見を聴取すること、そのために前回会合で示した規制庁資料への質問を面談で受け付けることで合意し、規制庁はこれまで数次にわたる面談で丁寧に事業者からの質問に答えてきたと認識している、この上は、次回検討チーム会合で、事業者側がどのような検討をしているのか、なぜ意見提出に時間がかかるのか等について正当な理由があることを説明してもらいたい、また、前回会合で規制庁から指摘した事項についても回答してもらいたい旨指摘したのに対し、出席者から、持ち帰って検討し来週早々にも回答したい旨返答があった。
 - 原子力規制庁から、規制要求化の検討に際し正当な理由がないのに事業者側が望むままに検討チームでの議論を遅延させることはできないので、その理由を事業者側からしっかり説明する場として次回検討チーム会合を開催するとした場合、それでも事業者側は誰も参加しないことはあり得るのか、その場合は事業者側が不在でもその他

の参加者で規制要求化の議論を進めることになるがその点異論はないか指摘したのに対し、出席者から、いずれにせよ持ち帰って検討する旨返答があった。

6. 配付資料：
なし

以上